

障 発 第 0331002 号
平成 21 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に
要する費用の額の算定等に関する基準の改正について

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 19 項及び第 7
6 条第 2 項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の
算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が平成
21 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号をもって改正され、平成 21 年
4 月 1 日から適用されることとなった。

については、貴管内市町村及び関係機関等に対し、下記の点を御了知のうえ
周知願いたい。

記

1 改正の要点

- (1) 最近の材料費及び人件費並びに一般市場価格の動向等に対応するため、
価格の改定を行ったこと。
- (2) その他の種目中、補聴器について、耳掛け型を耳かけ型に変更するこ
と。
- (3) その他の種目中、電動車いすの修理部位欄について、バッテリー（マ
イコン内蔵型ニッケル水素電池）交換の価格の改定を行ったこと。

2 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作
技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。